

## 放置自転車等撤去移送業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 放置自転車等撤去移送業務委託

2 業務目的

本業務は、市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という）を撤去し、その自転車等を保管場所などに移送することにより、放置自転車等の抑制及び駅周辺等の良好な環境を保持することを目的とする。

3 委託場所

市川市市川2丁目2326番2（市川第1駐輪場） 外59箇所

※委託場所の位置及び所在地等は6「添付資料」の「資料①」及び「資料②」のとおり

4 委託期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 自転車等放置禁止区域の指定のある鉄道駅9駅周辺からの撤去・搬出

①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6添付資料」の「資料③」のとおり

②撤去・搬出及び移送・搬入業務

ア 放置自転車等を確定するにあたり、公道と私道（私有地含む。）の境界を確認し、公道上の放置自転車等の台数を調べるものとする。

イ 放置自転車等の台数を確定後、対象自転車等のハンドルに「撤去対象札」を貼付するものとする。撤去対象札は委託者が無償で支給する。

ウ 前記イの「撤去対象札」貼付作業中及び自転車のトラック積み込み業務中は、トラックに搭載した放送器材（テープなどにより繰り返し再生する音声をスピーカー）で放送し、「撤去作業実施中」であることを周知するものとする。なお、放送する音声内容は、契約後に委託者が文書で通知し、受託者の負担で作成するものとする。

エ 撤去対象の放置自転車等をトラックまで運び、積み込み作業を行うものとする。なお、放置自転車等は所有者に返還することを前提にしていることから、自転車等の積み込みや移送にあたっては、自転車等を破損させないように丁寧に扱うものとする。

オ 使用する車両には、荷台側面に0.5m×2m程度の大きさで、「放置自転車移送中 市川市」と表示した横断幕状のサインを受託者の負担で作成し掲げるものとする。

カ 搬出準備業務は午前9時00分から行い、各保管場所への搬入開始時間は、午前10時00分からとする。

キ 保管場所内では、指定された場所にトラックを駐車し、自転車を降ろすものとする。また、降ろした自転車は、指定された場所に整然と並べるものとする。

ク 禁止地区の撤去移送について、不定期に時間の変更を行うことがある。業務を行う場合は事前に受託者へ通知をし、協議後決定することとする。

(2) 自転車等放置禁止区域の指定のない鉄道駅1駅周辺からの撤去・搬出

①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6添付資料」の「資料④」のとおり

②撤去・搬出及び移送・搬入業務

ア 当該駅周辺に長期間残留している自転車等には、予め委託者が「撤去対象札」を貼付してあるので、受託者は、その「撤去対象札」のある自転車等台数を調べるものとする。

イ 撤去する自転車等をトラックまで運び、積み込み業務を行うものとする。なお、自転車等は所有者に返還する場合もあるので、自転車等の積み込みや移送にあたっては、自転車等を破損させないよう丁寧に扱うものとする。

ウ 各保管場所への搬入開始時間は、午前10時00分からとする。

エ 保管場所内では、指定された場所にトラックを駐車し、自転車を降ろすものとする。また、降ろした自転車は、指定された場所に整然と並べるものとする。

(3) 各鉄道駅及びバス停周辺の自転車等駐車場44施設からの撤去・搬出

①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6添付資料」の「資料⑤」のとおり

②撤去・搬出及び移送・搬入業務

ア 駐輪場に長期間残留している自転車等には、予め委託者が「撤去対象札」を貼付するので、受託者は、その「撤去対象札」のある自転車等台数を調べるものとする。

イ 撤去する自転車等をトラックまで運び、積み込み業務を行うものとする。

ウ 各保管場所への搬入開始時間は、午前10時00分からとする。

エ 保管場所内では、指定された場所にトラックを駐車し、自転車を降ろすものとする。また、降ろした自転車は、指定された場所に整然と並べるものとする。

(4) 自転車等返還用保管場所からの搬出（その1）

①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6添付資料」の「資料⑥」のとおり

②搬出及び移送・搬入業務

ア 保管場所から搬出できる時間帯は、午前10時00分から午後7時00分までとする。

イ 移送する自転車は、保管場所管理者に確認のうえ積み込みするものとする。

ウ 保管ヤード内で降ろした自転車は、指定された場所に整然と並べるものとする。

(5) 自転車等返還用保管場所からの搬出（その2）

①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6添付資料」の「資料⑦」のとおり

②搬出及び移送・搬入作業

ア 保管場所から搬出できる時間帯は、午前10時00分から午後7時00分までとする。

イ 移送する自転車は、保管場所管理者に確認のうえ積み込みするものとする。

ウ 警察署への搬入開始時間は、委託者が指定する。

エ 警察署内で降ろした自転車は、指定された場所に整然と並べるものとする。

## (6)市内全域からの撤去・搬出

### ①業務パターン、業務日数及び業務予定数量

「6 添付資料」の「資料⑧」のとおり

### ②撤去及び移送・搬入業務

ア 委託者は、電話連絡等により、自転車等の回収依頼があった場合、自転車等の特徴（形状、色、サイズなど）、通報日及び通報者その他の情報、回収場所などを聴取し、その通報者に対して、自転車等回収時に目印となる「●月●日市役所連絡済み」の紙札を当該自転車等に貼ることを要請する。

イ 委託者は、前記アの回収依頼があった場合、受託者に対して、自転車等の特徴、通報日及び通報者その他の情報、回収場所を記載した地図をファクシミリまたは手渡しにより随時連絡し、当該自転車等の回収を連絡するものとする。

ウ 受託者は、委託者から前記イの連絡があった場合、通報日より7日経過後、速やかに回収するものとする。

エ 受託者は、自転車等に貼られた「●月●日市役所連絡済み」の紙札を必ず確認のうえ回収すること。

オ 受託者は、回収の連絡を受けた自転車等が特定できない場合、または指定した場所に自転車等が見当たらない場合は通報者もしくは委託者に確認し、回収すべき自転車等を特定した上で当該自転車等を回収すること。尚、通報者もしくは委託者に確認した結果、回収すべき自転車等がない場合は、その旨を委託者に報告すること。

カ 回収業務終了後、速やかにファックス等で回収自転車等の回収日、回収台数、搬入先等を報告すること。

## (7)業務における留意事項

①放置自転車等の積み込み、運搬及び積み下ろし業務中に、自転車等を破損させた場合は受託者はその損害を賠償するものとする。

②使用する車両は、放送器材を備えた2トン車両とする。使用する車両で原動機付自転車を回収する場合にはリフト機能を装備したものとする。

③チェーン等を使用し自転車や原付バイクを固定している場合、切断して回収する。切断する場合、切断前の写真を撮っておく(その際使用するカメラは受託者が用意するものとする)切断したチェーン等は持ち主に返却するため自転車や原付バイクに添え付けておくこととする。

④委託者から預託された鍵、放置自転車等撤去移送業務に必要な機器等の鍵については、管理台帳を整備し、鍵は常に保管庫に保存し、鍵を使用する場合には鍵の授受簿に使用目的、日時、使用者の氏名、鍵のコード番号等を記入し、鍵の使用状況を常に把握し、紛失等がないように保管・管理を厳正に行うこと。

また、保管している鍵のうち、常時使用しない予備鍵等は封印する等の措置を施す。

受託者が業務のため鍵を使用する場合には、台帳等に使用の記録を残し、原則として施設管理担当者若しくは責任者等の立会いの下で持ち出し、不正な持ち出しや複製を禁止する。また、鍵を使用し、返納する場合も原則として施設管理担当者若しくは責任者等立会者の点検を受け、授受簿等に返納の記録を残すこと。

## 6 添付資料

### (1) 委託場所の案内図及び所在地等

－資料①及び②

(2) 放置禁止区域から撤去・搬出	業務パターン等	－資料③
(3) 放置禁止区域のない駅から撤去・搬出	業務パターン等	－資料④
(4) 駐輪場からの撤去・搬出	業務パターン等	－資料⑤
(5) 保管場所からの搬出（その１）	業務パターン等	－資料⑥
(6) 保管場所からの搬出（その２）	業務パターン等	－資料⑦
(7) 市内全域からの撤去・搬出	業務パターン等	－資料⑧
(8) 各業務パターンの複数組み合わせの例及び業務の流れ		－資料⑨及び資料⑩
(9) 放置禁止区域内地図		－資料⑪
(10)業務月報		－別紙１
(11)業務完了報告書		－別紙２
(12)完了届		－別紙３

## 7 業務実施日および業務時間

- (1) 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とする。（８月６日、７日、８日は除く。）
- (2) 前記「５業務内容」の（１）から（６）までの６種類の業務は、一日で複数の業務を組み合わせで行うものとし、その業務パターンの組み合わせの例は、「６添付資料」の「資料③」から「資料⑨」に記載のとおりとするものとする。
- (3) 業務時間は、原則、午前９時００分から午後３時００分までとする。ただし、「５．業務内容」および「６．添付資料」の「資料③から資料⑧」に業務時間を記載している場合は、その時間を優先するものとする。
- (4) 夜間撤去業務を行う日の業務時間（別記「５業務内容（１）②ク」）は、午後２時００分から午後７時００分までとする。なお、夜間撤去業務を行う時間帯は午後５時００分から７時００分までとする。
- (5) 荒天等のため業務の履行ができない時は、委託者と受託者が協議するものとする。

## 8 提出書類及び報告書

### (1)提出書類

受託者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 従事者名簿（業務開始日前の契約締結後１週間以内。なお、従事者に変更があった場合は、その都度提出するものとする。）
- ② 使用車両の車検証の写し（業務開始日前の契約締結後１週間以内。なお、使用車両に変更があった場合は、その都度提出するものとする。）

### (2)報告書（成果品）

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を委託者に提出するものとする。

- ① 業務ごとの業務内容、業務に従事した員数、時間、移送台数、移送場所等を記載した業務日報を翌月の１０日までに提出すること。ただし、３月分、３月３１日分については委託期間終了日までに提出すること。（その日の業務終了後、その日の速報としてファックス等で業務日報を委託者に提出すること。）
- ② 業務内容（１）から（６）ごとの移送場所及び移送台数等を記載した業務月報（別紙１）及び委託者が定める業務完了報告書（別紙２）を翌月１０日までに提出するものとする。ただし、３月分、３月３１日分については委託期間終了日までに提出すること。
- ③ 受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに委託者が定める完了届（別紙３）を提

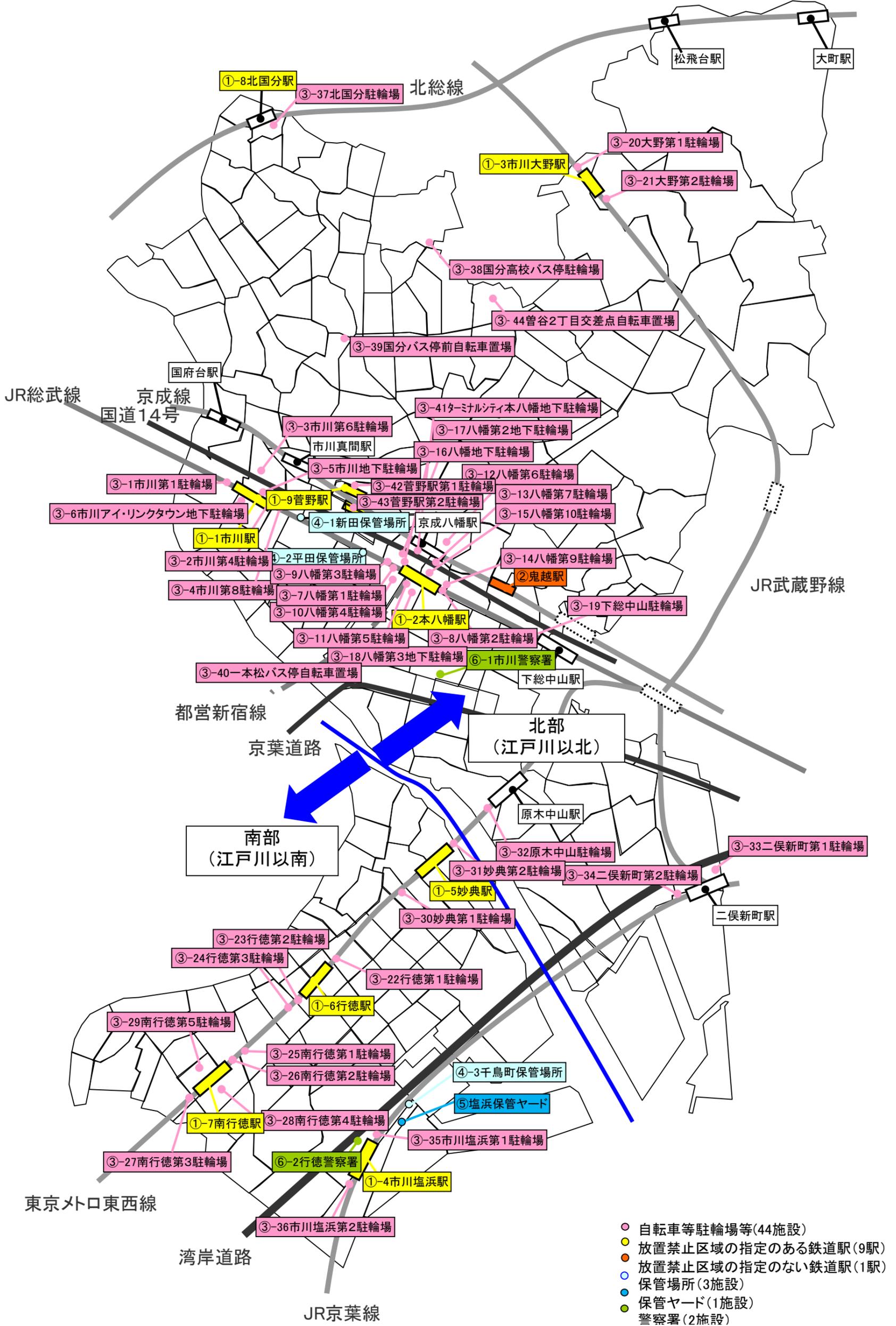
出するものとする。

## 9 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議し、決定するものとする。

# 「3 委託場所」の案内図

資料①



委託場所の所在地等

資料  
②

①自転車等放置禁止区域の指定のある鉄道駅9駅

(別紙参照)

番号	区域名称	備考
1	市川駅周辺	京成線市川真間駅周辺を含む
2	本八幡駅周辺	京成線八幡駅周辺を含む
3	市川大野駅周辺	武蔵野線
4	市川塩浜駅周辺	京葉線
5	妙典駅周辺	東西線
6	行徳駅周辺	東西線
7	南行徳駅周辺	東西線
8	北国分駅周辺	北総線
9	菅野駅周辺	京成線

②自転車等放置禁止区域の指定のない鉄道駅1駅

番号	区域名称	備考
1	鬼越駅周辺	京成線

③各鉄道駅及びバス停周辺の自転車等駐車場44施設

番号	施設名称	所在地
1	市川第1駐輪場	市川市市川2丁目2326番2
2	市川第4駐輪場	市川市市川1丁目1089番14
3	市川第6駐輪場	市川市市川1丁目553番4
4	市川第8駐輪場	市川市新田5丁目1242番2
5	市川地下駐輪場	市川市市川1丁目1825番14
6	市川アイ・リンクタウン地下駐輪場	市川市市川南1丁目1番
7	八幡第1駐輪場	市川市八幡3丁目622番2
8	八幡第2駐輪場	市川市八幡1丁目37番3
9	八幡第3駐輪場	市川市八幡3丁目547番2
10	八幡第4駐輪場	市川市南八幡5丁目586番
11	八幡第5駐輪場	市川市南八幡4丁目165番8
12	八幡第6駐輪場	市川市八幡4丁目1766番2
13	八幡第7駐輪場	市川市八幡2丁目1731番1
14	八幡第9駐輪場	市川市八幡2丁目3391番2
15	八幡第10駐輪場	市川市八幡2丁目1673番16
16	八幡地下駐輪場	市川市八幡3丁目1番4
17	八幡第2地下駐輪場	市川市八幡3丁目1343番7
18	八幡第3地下駐輪場	市川市南八幡4丁目167番2
19	下総中山駐輪場	市川市高石神152番2
20	大野第1駐輪場	市川市大野町3丁目1435番5
21	大野第2駐輪場	市川市大野町3丁目272番
22	行徳第1駐輪場	市川市行徳駅前1丁目18番
23	行徳第2駐輪場	市川市行徳駅前2丁目24番
24	行徳第3駐輪場	市川市湊新田1丁目16番1
25	南行徳第1駐輪場	市川市欠真間2丁目30番
26	南行徳第2駐輪場	市川市相之川4丁目18番
27	南行徳第3駐輪場	市川市新井3丁目32番
28	南行徳第4駐輪場	市川市南行徳1丁目15番4
29	南行徳第5駐輪場	市川市相之川4丁目6番11
30	妙典第1駐輪場	市川市富浜2丁目19番
31	妙典第2駐輪場	市川市妙典4丁目102番1
32	原木中山駐輪場	市川市高谷1丁目264番3
33	二俣新町第1駐輪場	市川市二俣新町3番3
34	二俣新町第2駐輪場	市川市二俣新町3番4
35	市川塩浜第1駐輪場	市川市塩浜2丁目1番1

番号	施設名称	所在地
36	市川塩浜第2駐輪場	市川市塩浜2丁目1番7
37	北国分駐輪場	市川市堀之内3丁目119番4他
38	国分高校バス停駐輪場	市川市稲越1丁目308番
39	国分バス停自転車置場	市川市国分2丁目1726番1
40	一本松バス停自転車置場	市川市稲荷木3丁目725番地先
41	ターミナルシティ本八幡地下駐輪場	市川市八幡3丁目1245番18
42	菅野第1駐輪場	市川市菅野2丁目170番27
43	菅野第2駐輪場	市川市平田2丁目271番12
44	曾谷2丁目交差点自転車置場	市川市曾谷2丁目362番1

④自転車等返還用保管場所3施設

番号	施設名称	所在地
1	新田保管場所	市川市新田5丁目13番
2	平田保管場所	市川市平田1丁目1413番4
3	千鳥町保管場所	市川市塩浜3丁目2番7外

⑤残留自転車等処分用保管ヤード1施設

番号	施設名称	所在地
1	塩浜保管ヤード	市川市塩浜2丁目3番1

⑥警察署2施設

番号	施設名称	所在地
1	市川警察署	市川市鬼高4丁目4番1号
2	行徳警察署	市川市塩浜3丁目10番18号

令和7年度業務委託カレンダー

資料③

令和6年6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			妙典・塩浜	市川・八幡	行徳	
8	9	10	11	12	13	14
			市川・八幡・菅野	南行徳	妙典・塩浜	
15	16	17	18	19	20	21
			行徳	市川・八幡	大野・北国分	
22	23	24	25	26	27	28
			南行徳	妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	
29	30					
平日	20	土	4	日・祝	4	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	3	市川・八幡・菅野	2	
合計	12					

令和7年7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			行徳	市川・八幡	南行徳	
6	7	8	9	10	11	12
			市川・八幡・菅野	妙典・塩浜	行徳	
13	14	15	16	17	18	19
			南行徳	市川・八幡	大野・北国分	
20	21	22	23	24	25	26
	海の日		妙典・塩浜	行徳	市川・八幡・菅野	
27	28	29	30	31		
			南行徳	市川・八幡		
平日	22	土	4	日・祝	5	
市川・八幡	3	南行徳	3	大野・北国分	1	
行徳	3	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	2	
合計	14					

令和7年8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					妙典・塩浜	
3	4	5	6	7	8	9
			お盆休み			
10	11	12	13	14	15	16
山の日	振替休日		市川・八幡	行徳	大野・北国分	
17	18	19	20	21	22	23
			南行徳	市川・八幡・菅野	妙典・塩浜	
24	25	26	27	28	29	30
			行徳	南行徳	市川・八幡	
31						
平日	21	土	5	日・祝	6	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	1	
合計	10					

令和7年9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
			妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	行徳	
7	8	9	10	11	12	13
			市川・八幡	南行徳	妙典・塩浜	
14	15	16	17	18	19	20
	敬老の日		行徳	市川・八幡・菅野	大野・北国分	
21	22	23	24	25	26	27
		秋分の日	市川・八幡	南行徳	妙典・塩浜	
28	29	30				
平日	19	(土)	4	日・祝	7	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	3	市川・八幡・菅野	2	
合計	12					

令和7年10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			行徳	市川・八幡	南行徳	
5	6	7	8	9	10	11
			妙典・塩浜	行徳	市川・八幡・菅野	
12	13	14	15	16	17	18
	スポーツの日		南行徳	市川・八幡	大野・北国分	
19	20	21	22	23	24	25
			市川・八幡・菅野	妙典・塩浜	行徳	
26	27	28	29	30	31	
			南行徳	市川・八幡	妙典・塩浜	
平日	22	(土)	4	日・祝	5	
市川・八幡	3	南行徳	3	大野・北国分	1	
行徳	3	妙典・塩浜	3	市川・八幡・菅野	2	
合計	15					

令和7年11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	文化の日		行徳	南行徳	市川・八幡・菅野	
9	10	11	12	13	14	15
			妙典・塩浜	市川・八幡	大野・北国分	
16	17	18	19	20	21	22
			市川・八幡・菅野	行徳	南行徳	
23	24	25	26	27	28	29
勤労感謝の日	振替休日		妙典・塩浜	市川・八幡	行徳	
30						
平日	20	(土)	4	日・祝	7	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	3	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	2	
合計	12					

令和7年12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
			妙典・塩浜	行徳	市川・八幡	
7	8	9	10	11	12	13
			南行徳	市川・八幡・菅野	妙典・塩浜	
14	15	16	17	18	19	20
			市川・八幡	行徳	大野・北国分	
21	22	23	24	25	26	27
			南行徳	市川・八幡・菅野	妙典・塩浜	
28	29	30	31			
平日	22	土	4	日・祝	4	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	3	市川・八幡・菅野	2	
合計	12					

令和8年1月

※()内は年始の休日を除いたもの

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				元旦		
4	5	6	7	8	9	10
			行徳	南行徳	市川・八幡	
11	12	13	14	15	16	17
	成人の日		妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	大野・北国分	
18	19	20	21	22	23	24
			市川・八幡	行徳	南行徳	
25	26	27	28	29	30	31
			妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	行徳	
平日	21	土	4	日・祝	6	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	3	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	2	
合計	12					

令和8年2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			南行徳	妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	
8	9	10	11	12	13	14
			建国記念の日	市川・八幡	行徳	
15	16	17	18	19	20	21
			市川・八幡・菅野	南行徳	大野・北国分	
22	23	24	25	26	27	28
	天皇誕生日		妙典・塩浜	市川・八幡	行徳	
平日	18	土	4	日・祝	6	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	2	
合計	11					

令和8年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			南行徳	妙典・塩浜	市川・八幡	
8	9	10	11	12	13	14
			行徳	市川・八幡・菅野	大野・北国分	
15	16	17	18	19	20	21
			市川・八幡	南行徳	春分の日	
22	23	24	25	26	27	28
			妙典・塩浜	市川・八幡・菅野	行徳	
29	30	31				
平日	20	土	4	日・祝	6	
市川・八幡	2	南行徳	2	大野・北国分	1	
行徳	2	妙典・塩浜	2	市川・八幡・菅野	2	
合計	11					

	市川	八幡	大野	北国分	行徳
6月	4	4	1	1	2
7月	5	5	1	1	3
8月	3	3	1	1	2
9月	4	4	1	1	2
10月	5	5	1	1	3
11月	4	4	1	1	3
12月	4	4	1	1	2
1月	4	4	1	1	3
2月	11	11	0	0	0
3月	4	4	1	1	2
合計	48	48	9	9	22

	南行徳	妙典	塩浜	菅野
6月	2	3	3	2
7月	3	2	2	2
8月	2	2	2	1
9月	2	3	3	2
10月	3	3	3	2
11月	2	2	2	2
12月	2	3	3	2
1月	2	2	2	2
2月	0	0	0	0
3月	2	2	2	2
合計	20	22	22	17

### 3. 放置禁止区域のない駅からの撤去・搬出

資料④

#### (1)業務パターン、業務回数及び業務予定数量

業務 パターン 番号	搬出場所 (積み込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A (年)	業務委託期間内の業務予定数量		
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一回あたり 平均台数 (B+C)/A
B1	鬼越駅周辺	平田保管所	10回	100台	0台	10台
<b>業務回数合計</b>			<b>10回</b>	<b>100台</b>	<b>0台</b>	

- ※① 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とし、資料③の業務終了後に本業務を行うものとする。  
また、業務一日で業務パターンB1と業務パターンB2とを組み合わせ、業務実施する場合がある。
- ※② それぞれの業務パターンごとの業務回数は、委託者の都合により若干増減する場合がある。
- ※③ 業務予定数量は、季節的な要因などにより大幅に増減する場合がある。
- ※④ 委託者は受託者に対し、業務実施日の7日前までその実施期日を連絡するものとする。
- ※⑤ 各保管場所への搬入は、午後5時00分までに完了するものとする。

### 4. 駐輪場からの撤去・搬出

資料⑤-1

#### (1)業務パターン、業務回数及び業務予定数量

業務 パターン 番号	搬出場所 (積み込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A (年)	業務委託期間内の業務予定数量		
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一回あたり 平均台数 (B+C)/A
C1	市川第1駐輪場	新田保管場所	4回	160台	0台	40台
C2	市川第4駐輪場		4回	80台	0台	20台
C3	市川第6駐輪場		4回	70台	5台	19台
C4	市川第8駐輪場		3回	80台	0台	27台
C5	市川地下駐輪場		3回	120台	0台	40台
C6	市川アイ・リンクタウン地下駐輪場		3回	60台	0台	20台
<b>市川地区合計</b>			<b>21回</b>	<b>570台</b>	<b>5台</b>	
D1	八幡第1駐輪場	平田保管場所	2回	100台	0台	50台
D2	八幡第2駐輪場		2回	30台	0台	15台
D3	八幡第3駐輪場		2回	80台	0台	40台
D4	八幡第4駐輪場		1回	20台	0台	20台
D5	八幡第5駐輪場		2回	30台	5台	18台
D6	八幡第6駐輪場		1回	20台	0台	20台
D7	八幡第7駐輪場		1回	30台	0台	30台
D8	八幡第9駐輪場		1回	10台	5台	15台
D9	八幡第10駐輪場		1回	30台	0台	30台
D10	八幡地下駐輪場		2回	30台	0台	15台
D11	八幡第2地下駐輪場		1回	20台	0台	20台
D12	八幡第3地下駐輪場		1回	10台	0台	10台
D13	ターミナルシティ本八幡地下駐輪場		2回	20台	0台	10台
<b>本八幡地区合計</b>			<b>19回</b>	<b>430台</b>	<b>10台</b>	
D14	下総中山駐輪場	下総中山地区合計	2回	90台	0台	45台
<b>下総中山地区合計</b>			<b>2回</b>	<b>90台</b>	<b>0台</b>	
D15	一本松バス停自転車置場	一本松バス停自転車置場合計	1回	20台	0台	20台
<b>一本松バス停自転車置場合計</b>			<b>1回</b>	<b>20台</b>	<b>0台</b>	
D16	菅野第1駐輪場	菅野地区合計	5回	20台	0台	4台
D17	菅野第2駐輪場		5回	20台	0台	
<b>菅野地区合計</b>			<b>10回</b>	<b>40台</b>	<b>0台</b>	

業務 パターン 番号	搬出場所 (積込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A (年)	業務委託期間内の業務予定数量			
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一回あたり 平均台数 (B+C)/A	
E1	大野第1駐輪場	新田保管場所	6回	220台	0台	37台	
E2	大野第2駐輪場		7回	120台	0台	17台	
市川大野地区合計			13回	340台	0台		
E4	北国分駐輪場		10回	150台	2台	15台	
北国分地区合計			10回	150台	2台		
E5	国分高校バス停駐輪場		2回	50台	0台	25台	
国分高校バス停合計			2回	50台	0台		
E6	国分バス停自転車置場		2回	30台	2台	16台	
国分バス停自転車置場合計			2回	30台	2台		
E7	曾谷2丁目交差点自転車置場		3回	30台	2台	11台	
曾谷2丁目交差点自転車置場合計			3回	30台	2台		
F1	行徳第1駐輪場		千鳥町保管場所	7回	160台	0台	23台
F2	行徳第2駐輪場			7回	160台	0台	23台
F3	行徳第3駐輪場			6回	70台	6台	13台
行徳地区合計				20回	390台	6台	
F4	南行徳第1駐輪場	4回		80台	0台	20台	
F5	南行徳第2駐輪場	4回		70台	0台	18台	
F6	南行徳第3駐輪場	4回		70台	0台	18台	
F7	南行徳第4駐輪場	4回		40台	0台	10台	
F8	南行徳第5駐輪場	4回		30台	0台	8台	
南行徳地区合計				20回	290台	0台	
F9	妙典第1駐輪場	7回		90台	0台	13台	
F10	妙典第2駐輪場	7回		80台	0台	11台	
妙典地区合計				14回	170台	0台	
F11	原木中山駐輪場	5回		110台	0台	22台	
原木中山地区合計				5回	110台	0台	
F12	二俣新町第1駐輪場	3回	70台	0台	23台		
F13	二俣新町第2駐輪場	3回	60台	0台	20台		
二俣新町地区合計			6回	130台	0台		
F14	市川塩浜第1駐輪場	6回	70台	0台	12台		
F15	市川塩浜第2駐輪場	3回	60台	0台	20台		
市川塩浜地区合計			9回	130台	0台		
業務回数合計			154回	2940台	25台		

※① 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とし、資料③の業務終了後に本業務を行うものとする。

※② それぞれの業務パターンごとの業務回数は、委託者の都合により若干増減する場合があります。

※③ 業務予定数量は、季節的な要因などにより大幅に増減する場合があります。

※④ 委託者は受託者に対し、業務実施日の7日前までその実施期日を連絡するものとする。

※⑤ 各保管場所への搬入は、午後5時00分までに完了するものとする。

## 5. 保管場所からの搬出(その1)

資料⑥

### (1)業務パターン、業務予定回数及び移送予定台数

業務 パターン 番号	搬出場所 (積込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A	業務委託期間内の業務予定数量		
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一回あたり 平均台数 (B+C)/A
G1	新田保管場所	塩浜保管ヤード	51回	1,500台	20台	30台
G2	平田保管場所	塩浜保管ヤード	32回	500台	15台	16台
G3	千鳥町保管場所	塩浜保管ヤード	74回	2,000台	15台	27台
業務回数合計			157回	4,000台		

- ※① 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とし、資料③の業務終了後に本業務を行うものとする。
- ※② それぞれの業務パターンごとの業務回数は、委託者の都合により若干増減する場合がある。
- ※③ 業務予定数量は、季節的な要因などにより大幅に増減する場合がある。
- ※④ 委託者は受託者に対し、業務実施日の7日前までその実施期日を連絡するものとする。
- ※⑤ 各保管場所への搬入は、午後5時00分までに完了するものとする。

## 6. 保管場所からの搬出(その2)

資料⑦

### (1)業務パターン、業務予定回数及び移送予定台数

業務 パターン 番号	搬出場所 (積込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A	業務委託期間内の業務予定数量		
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一回あたり 平均台数 (B+C)/A
H1	新田保管所	市川警察署	5回	40台	0台	8台
H2	千鳥町保管場所	行徳警察署	5回	40台	0台	8台
業務回数合計			10回	80台		

- ※① 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とし、資料③の業務終了後に本業務を行うものとする。
- ※② それぞれの業務パターンごとの業務回数は、委託者の都合により若干増減する場合がある。
- ※③ 業務予定数量は、季節的な要因などにより大幅に増減する場合がある。
- ※④ 委託者は受託者に対し、業務実施日の7日前までその実施期日を連絡するものとする。
- ※⑤ 各警察署への搬入は、午後5時00分までに完了するものとする。

## 7. 市内全域からの撤去・搬出

資料⑧

### (1)業務パターン、業務予定回数及び移送予定台数

業務 パターン 番号	搬出場所 (積込み)	搬入場所 (荷降ろし)	業務 回数 A	業務委託期間内の業務予定数量		
				自転車台数 合計 B	原付バイク 台数合計 C	一箇所あたり 平均台数 (B+C)/A
I1	市内各所 (江戸川以北)	新田保管所	83回	500台	10台	6台
I2	市内各所 (江戸川以南)	千鳥保管所	74回	400台	10台	6台
業務回数合計			157回			

- ※① 業務日は、祝日を除く水・木・金曜日とし、資料③の業務終了後に本業務を行うものとする。
- ※② それぞれの業務パターンごとの業務回数は、委託者の都合により若干増減する場合がある。
- ※③ 委託者は受託者に対し、業務実施日の7日前までその搬出箇所を連絡するものとする。
- ※④ 各保管所への搬入は、午後5時00分までに完了するものとする。

8. 各業務パターンの複数組み合わせの例

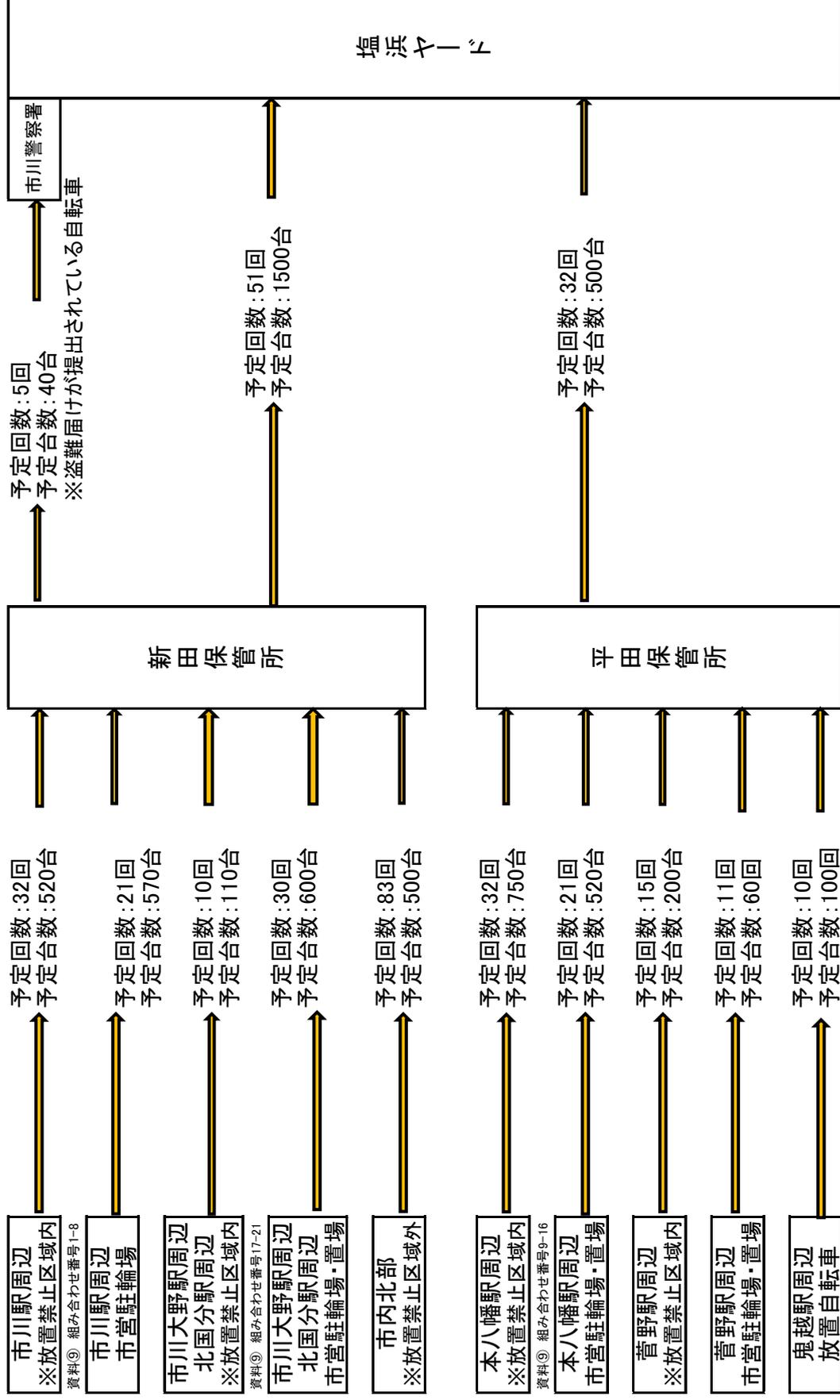
資料⑨

組合せ 番号	業務パターンの複数組み合わせ		備考
	業務 パターン 番号	業務 パターン 番号	
1	A1	G1	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
2	A1	C1~C8	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川駅周辺駐輪場撤出⇒新田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
3	A1	C1~C8	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川駅周辺駐輪場撤出⇒新田保管場所へ搬入⇒市川警察署移送
4	A1	C1~C8	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川駅周辺駐輪場撤出⇒新田保管場所へ搬入
5	A1	H1	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川警察署移送
6	A1	I1	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入
7	A1	I1	市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)⇒千鳥保管場所へ搬入
8	G1	A1	新田保管所⇒塩浜保管ヤードへ搬入⇒市川駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入
9	A2	G2	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
10	A2	D1~D15	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒本八幡駅周辺駐輪場撤出⇒平田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
11	A2	D1~D15	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒本八幡駅周辺駐輪場撤出⇒平田保管場所へ搬入⇒菅野駅又は鬼越駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入
12	A2	D1~D15	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒本八幡駅周辺駐輪場撤出⇒平田保管場所へ搬入
13	A2	B1	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒鬼越駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入
14	A2	D16~D17	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒菅野駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
15	A2	I1	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入
16	A2	I1	本八幡駅周辺撤去⇒平田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)⇒千鳥保管場所へ搬入
17	A3	G3	市川大野駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
18	A3	E1~E7	市川大野駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川大野駅周辺駐輪場撤出⇒新田保管場所へ搬入
19	A3	E1~E7	市川大野駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市川大野駅周辺駐輪場撤出⇒新田保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
20	A3	I1	市川大野駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入
21	A3	I1	市川大野駅周辺撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)撤去⇒新田保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)⇒千鳥保管場所へ搬入
22	A4	G4	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
23	A4	F1~F3	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入
24	A4	F1~F3	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
25	A4	F1~F3	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
26	A4	H2	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
27	A4	I2	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入
28	A4	I2	行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)⇒新田保管場所へ搬入
29	A5	G4	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
30	A5	F4~F8	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒南行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入
31	A5	F4~F8	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒南行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
32	A5	F4~F8	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒南行徳駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
33	A5	H2	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
34	A5	I2	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入
35	A5	I2	南行徳駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)⇒新田保管場所へ搬入
36	A6	G4	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
37	A6	F9~F11	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒妙典駅・原木中山駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入
38	A6	F9~F11	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒妙典駅・原木中山駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
39	A6	F9~F11	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒妙典駅・原木中山駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
40	A6	H2	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
41	A6	I2	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入
42	A6	I2	妙典駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)⇒新田保管場所へ搬入
43	A7	G4	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
44	A7	F12~F15	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市川塩浜駅・二俣新町駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入
45	A7	F12~F15	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市川塩浜駅・二俣新町駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒塩浜保管ヤードへ搬入
46	A7	F12~F15	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市川塩浜駅・二俣新町駅周辺駐輪場撤出⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
47	A7	H2	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒行徳警察署移送
48	A7	I2	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入
49	A7	I2	市川塩浜駅周辺撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以南)撤去⇒千鳥町保管場所へ搬入⇒市内各所(江戸川以北)⇒新田保管場所へ搬入

経路・業務概略

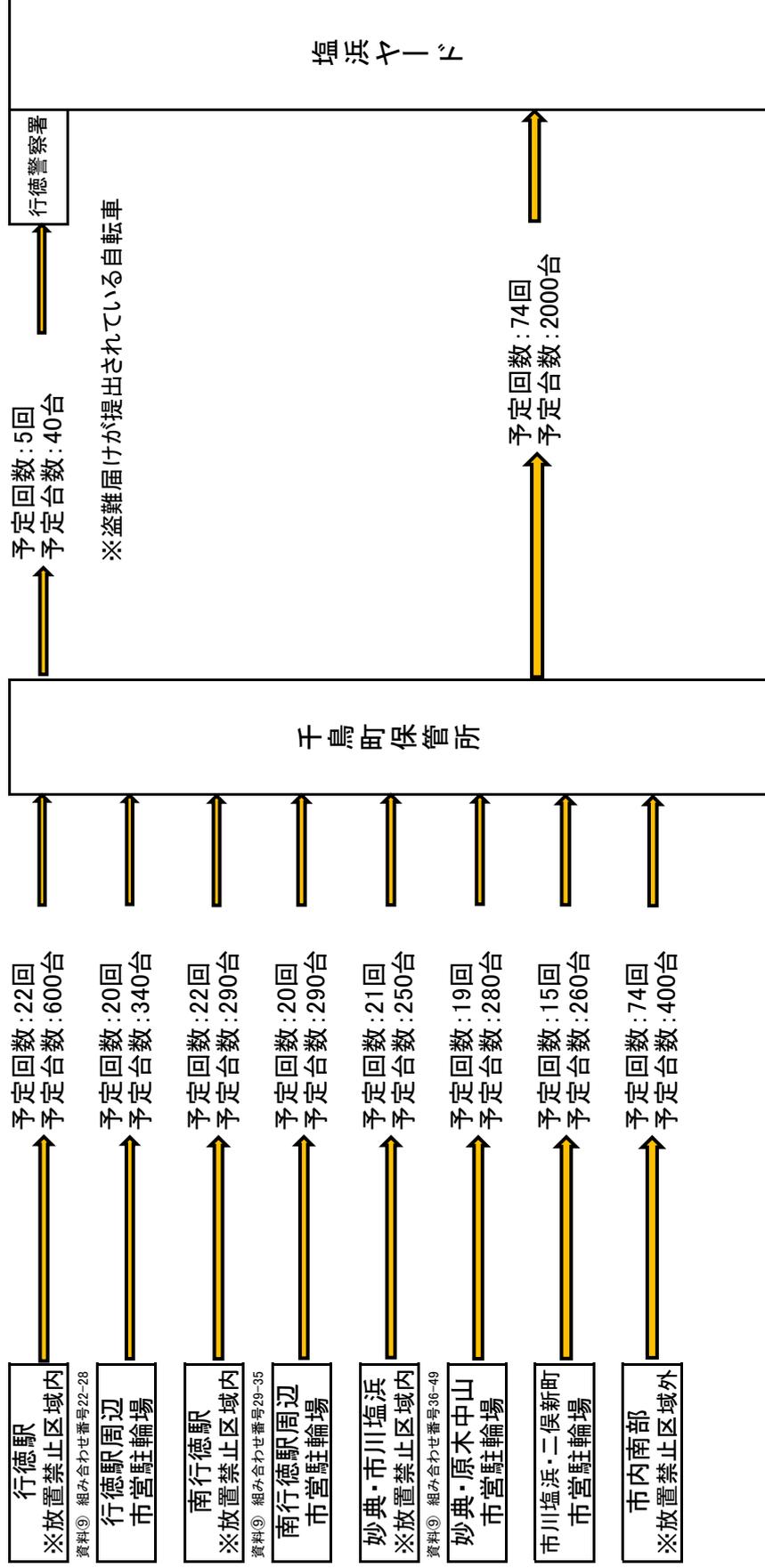
# 市川駅、本八幡駅及び市川大野・北国分駅周辺自転車等撤去・搬入業務の流れ

資料⑩-1



# 行徳・南行徳・妙典・市川塩浜駅周辺自転車等撤去・搬入業務の流れ

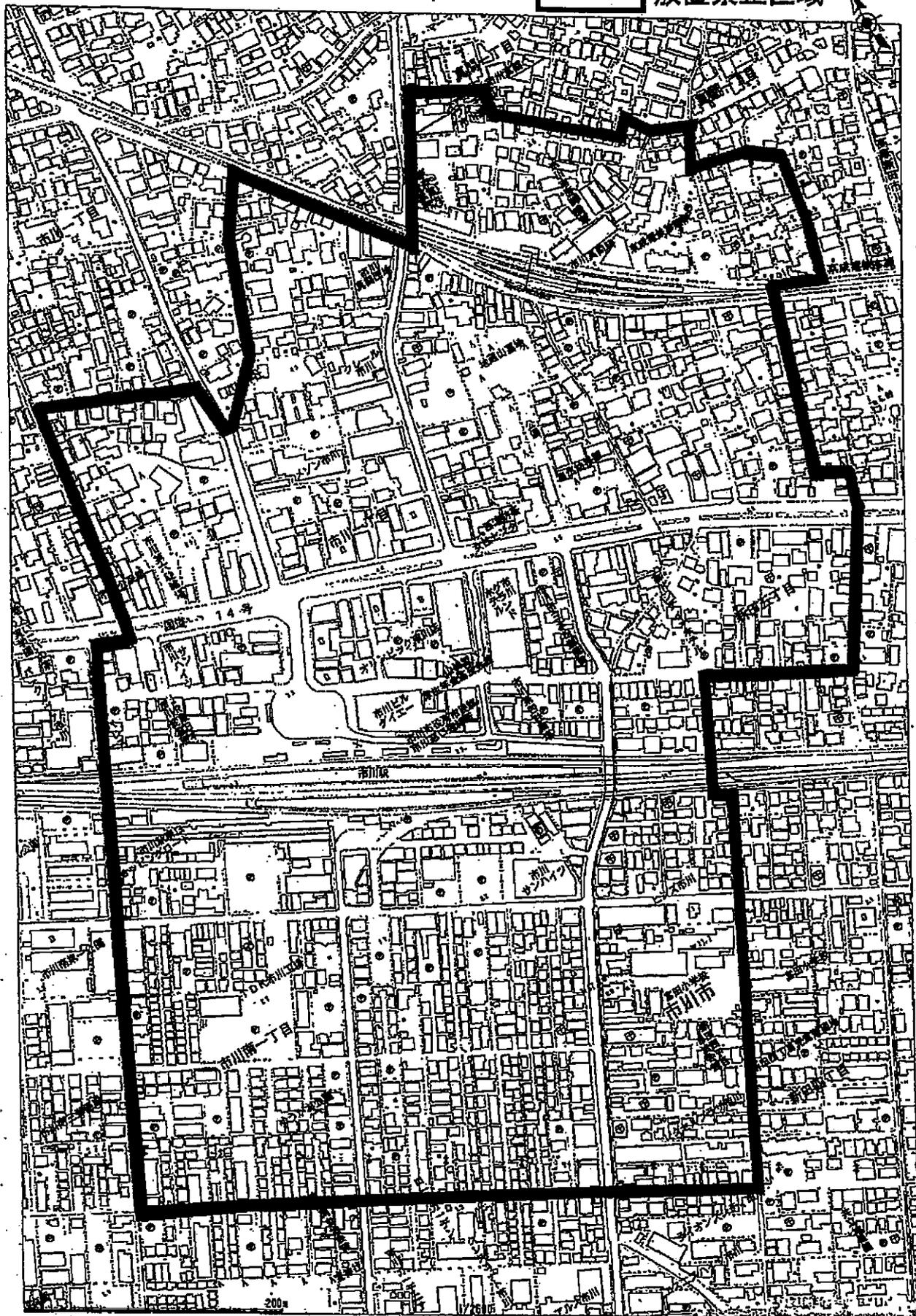
資料⑩-2



放置禁止区域 (市川駅周辺)

放置禁止区域

資料①-1



放置禁止区域(本八幡周辺)

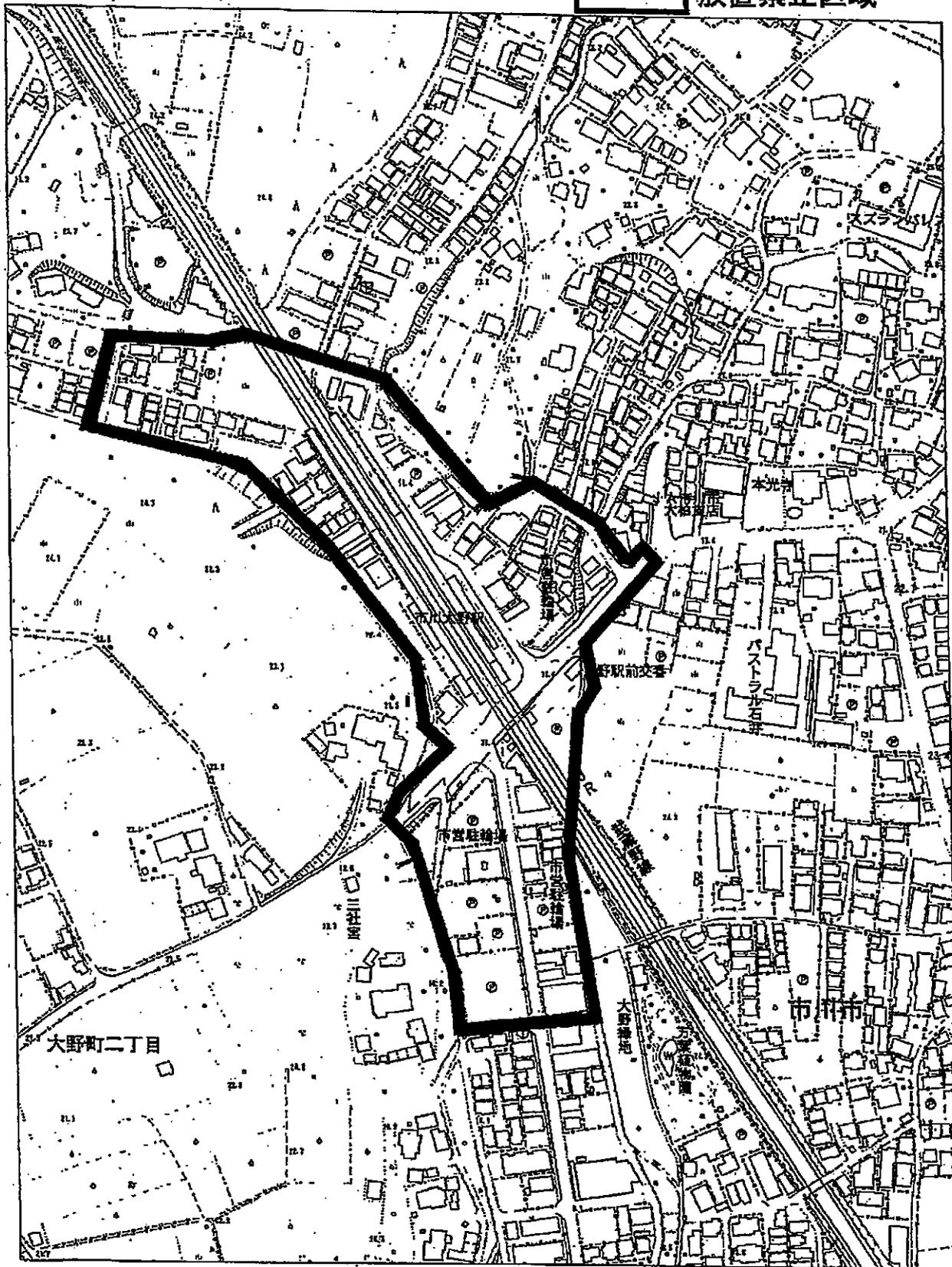
 放置禁止区域



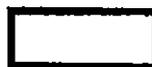
# 放置禁止区域（市川大野駅周辺）

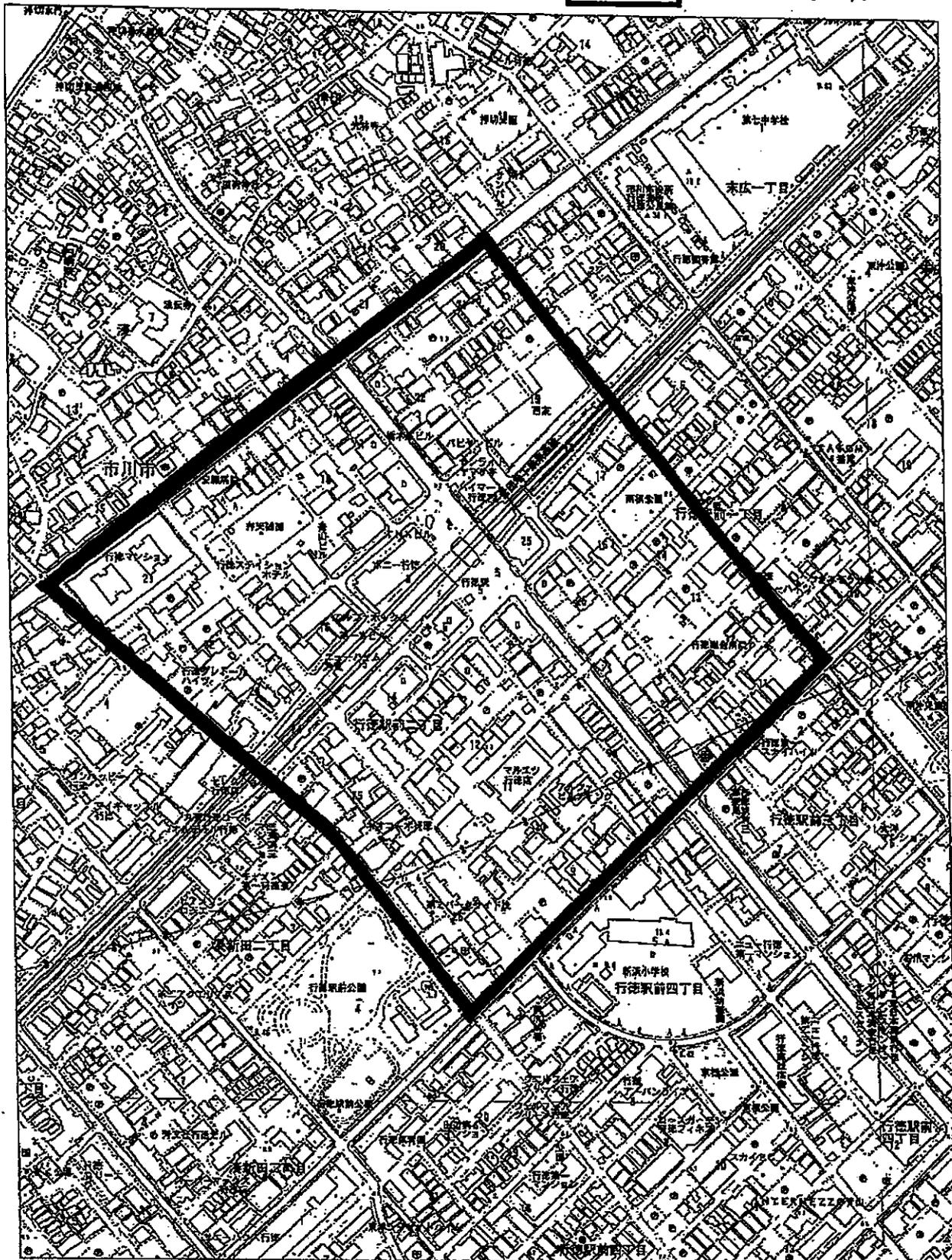


 放置禁止区域



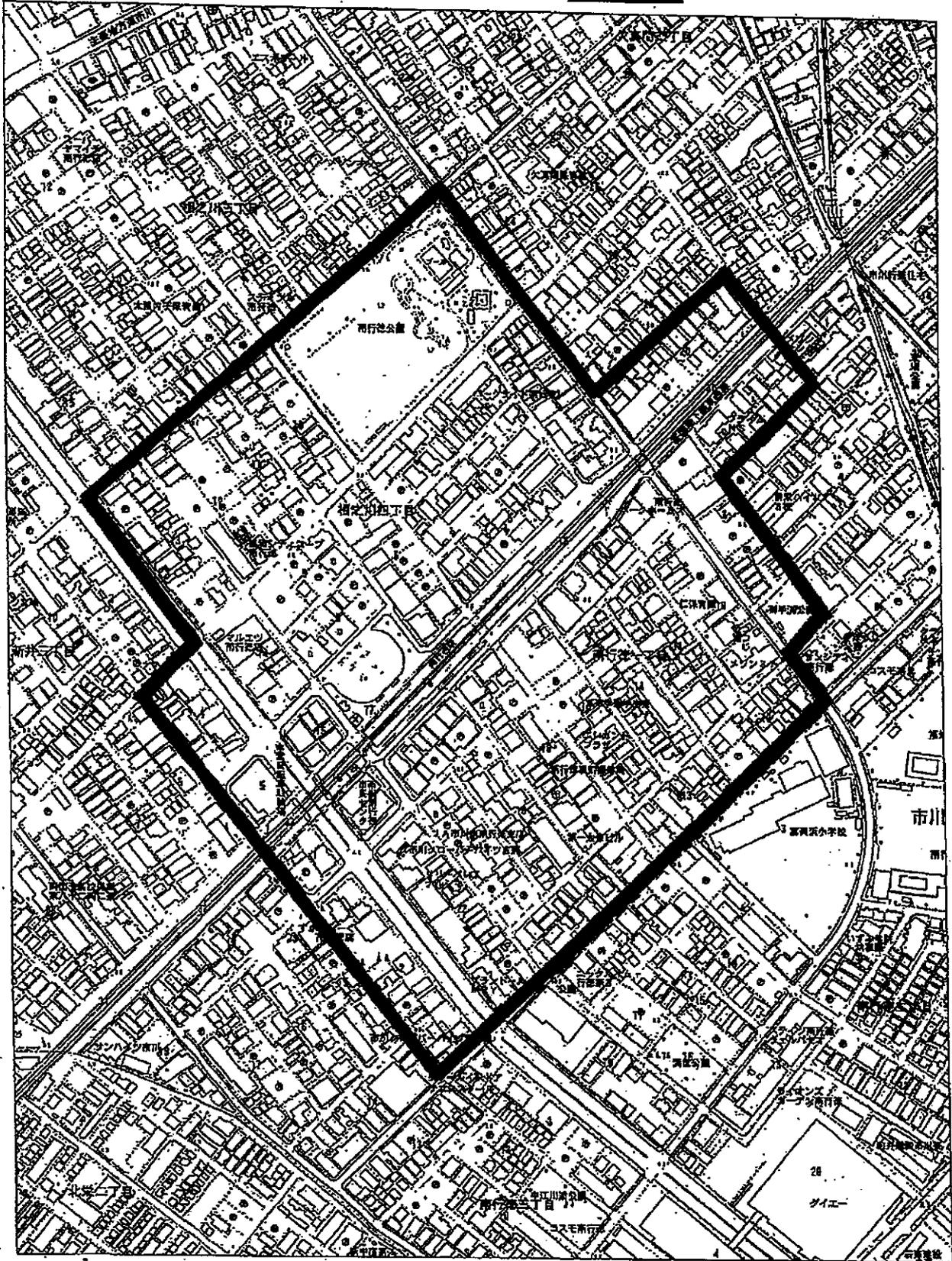
# 放置禁止区域 (行徳駅周辺)

 放置禁止区域



# 放置禁止区域（南行徳駅周辺）

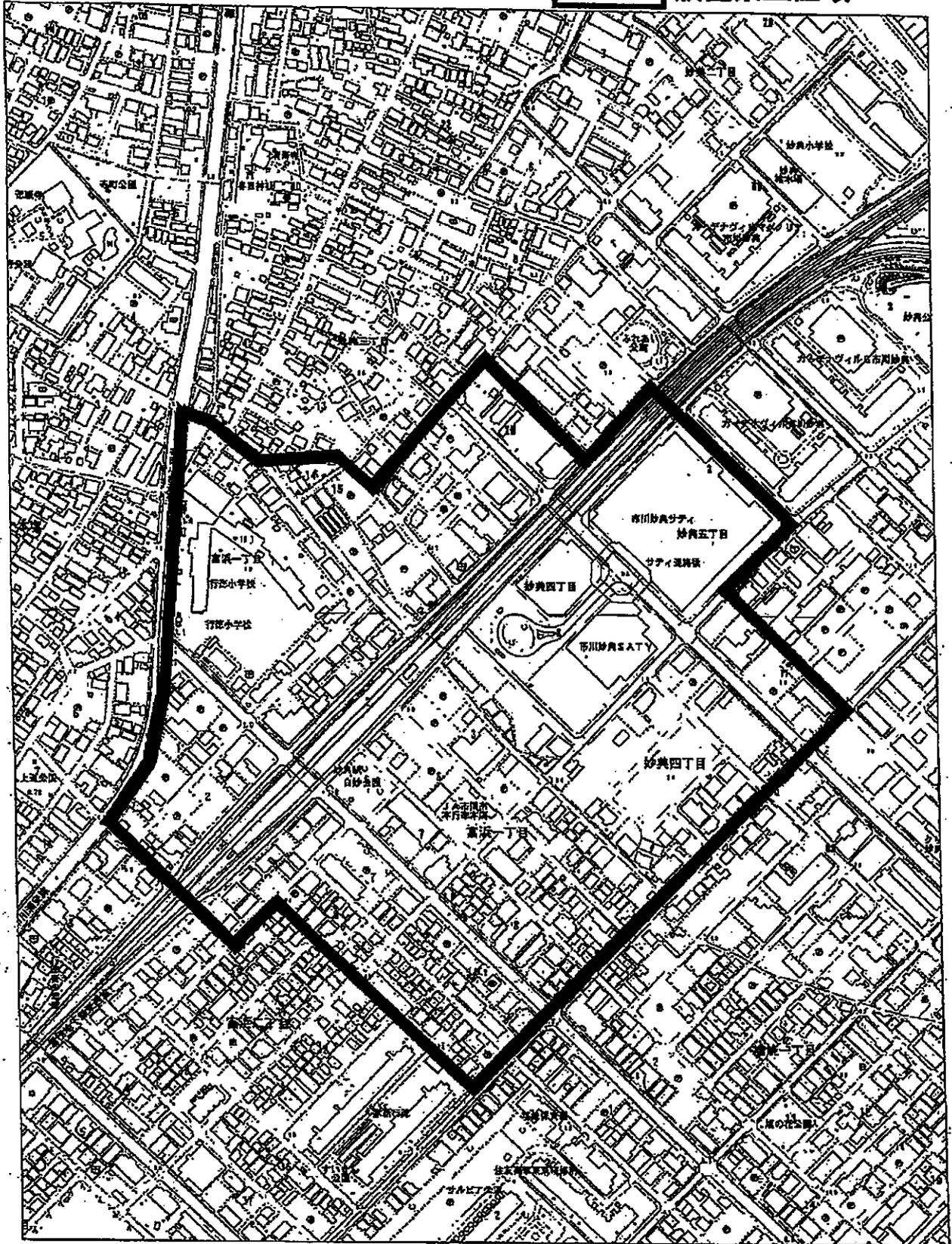
 放置禁止区域





# 放置禁止区域 (妙典駅周辺)

 放置禁止区域



放置禁止区域(市川塩浜駅周辺)

□ 放置禁止区域

